

避難情報等の判断・伝達マニュアル

令和5年1月

御前崎市

目 次

	頁
1. 避難に関する責務等	1
1-1 市の責務	1
1-2 居住者等が持つべき避難に対する基本姿勢	1
2. 避難行動	1
2-1 避難行動の目的	1
2-2 避難行動の分類	2
2-3 避難情報等と居住者等がとるべき行動	2
3. 避難指示等の発令の判断基準の基本的な考え方	4
4. 水害	4
4-1 避難指示等を判断する情報	4
4-2 避難指示等の対象とする区域の設定	7
4-3 避難指示等の発令の判断基準	9
4-4 避難指示等の伝達方法	10
4-5 避難指示等の解除	14
5. 土砂災害	15
5-1 避難指示等を判断する情報	15
5-2 避難指示等の対象とする区域の設定	17
5-3 避難指示等の発令の判断基準	18
5-4 避難指示等の伝達方法	20
5-5 避難指示等の解除	22
6. 高潮災害	23
6-1 避難指示等を判断する情報	23
6-2 避難指示等の対象とする区域の設定	25
6-3 避難指示等の発令の判断基準	28
6-4 避難指示等の伝達方法	30
6-5 避難指示等の解除	32

7. 津波災害	33
7-1 基本的な考え方	33
7-2 避難指示等を判断する情報	33
7-3 避難指示等の対象とする区域の設定	33
7-4 避難指示等の発令の判断基準	37
7-5 避難指示等の伝達方法	39
7-6 避難指示等の解除	41
8. 参考資料	
8-1 避難指示等の伝達手段・伝達先	42
8-2 指定避難所・指定緊急避難場所一覧	44

1. 避難に関する責務等

1-1 市の責務

災害対策基本法第五条において、市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、実施する責務を有するとされている。この責務を果たすため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難情報を発令するものとされており、その権限は市町村長に付与されている。

市町村長は、災害時には関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。

また、市町村は、居住者等の一人一人が適切な避難行動をとることができるように平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には居住者等の主体的な避難行動を支援する情報を提供する責務を有する。

1-2 居住者等が持つべき避難に対する基本姿勢

居住者等は、既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることをしっかりと認識するとともに、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要である。

2. 避難行動

2-1 避難行動の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等しておく必要がある。

- ① 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか特定すること。
- ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）明確にするこ

と。

- ③ どのタイミングで避難行動をとれば良いか明確にすること。

2-2 避難行動の分類

【立退き避難】

命が脅かされるおそれがあるためその場を離れ、災害リスクのある区域の外側の安全な場所に移動すること。

- (1) 指定緊急避難場所（市が指定した施設・場所）への立退き避難（水平避難）
- (2) 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難（水平避難）

【屋内安全確保】

- (1) 自宅・施設等の浸水しない上階への移動（垂直避難）
- (2) 自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）

【緊急安全確保】

必ず発令される情報ではない。また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

- (1) 洪水等、高潮及び津波のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高い堅牢な建物等に緊急的に移動する。
- (2) 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

2-3 避難情報等と居住者等がとるべき行動

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

表 2.3.1 警戒レベルの一覧表

警戒レベル	避難情報等	居住者がとるべき行動等
警戒レベル 5	緊急安全確保 (市長村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
警戒レベル 4	避難指示 (市長村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル 3	高齢者等避難 (市長村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 <ul style="list-style-type: none"> ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル 2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
警戒レベル 1	早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

3. 避難指示等の発令の判断基準の基本的な考え方

市は、避難指示等を発令し、対象地域において、立退きが必要な住民等と屋内安全確保が必要な住民等の両者にそれぞれの避難行動をとってもらわなければならない。避難指示等は、避難行動が必要な地域を示して発令する。

ただし、避難指示等は、一定の範囲で発令せざるを得ない面があることから、対象地域内の個々の住民が避難行動を必要なのかどうか、あらかじめわかるようにしておく必要がある。避難指示等の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立退き避難が必要な場合を想定して設定する。

また事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベルの順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。

4. 水害

4-1 避難指示等を判断する情報

(1) 水位情報がある場合

① 水位到達情報

水位到達情報とは、「水位周知河川」（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない川）（新野川）について「現況」の洪水の危険度を発表するもので、国・都道府県から発表される。

○ 氾濫注意情報（警戒レベル 2 相当情報）

氾濫注意水位（レベル 2 水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表

○ 氾濫警戒情報（警戒レベル 3 相当情報）

避難判断水位（レベル 3 水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位（レベル 4 水位）に達すると見込まれるときに発表

○ 氾濫危険情報（警戒レベル 4 相当情報）

氾濫危険水位（レベル 4 水位）に到達したときに発表

○ 氾濫発生情報（警戒レベル 5 相当情報）

氾濫が発生したときに発表

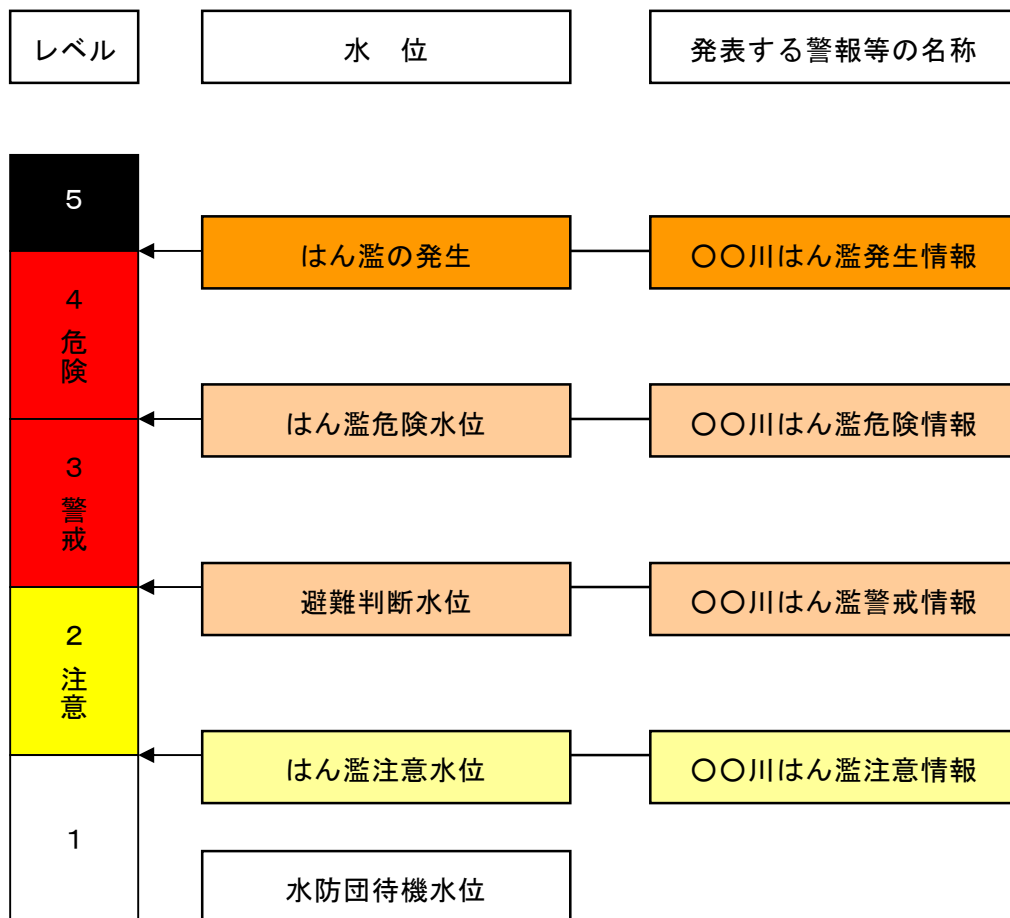


図-4.1.1 避難判断の目安となる水位（水位周知河川）

(2) 水位情報がない場合

①洪水警報の危険度分布

洪水警報の危険度分布とは、水位情報がないような中小河川における1 kmメッシュ毎の「3時間先」までの危険度を表示したものであり、気象庁から発表される。

- 「洪水警報の危険度分布」が「注意（黄）」（警戒レベル2相当情報）
3時間先までに流域雨量指数が注意情報基準に到達すると予想される
とき
- 「洪水警報の危険度分布」が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報）
3時間先までに流域雨量指数が警戒基準に到達すると予想される
とき
- 「洪水警報の危険度分布」が「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報）
3時間先までに流域雨量指数が警戒基準を大きく超過した基準に
到達すると予想される
とき

○「洪水警報の危険度分布」が「災害切迫（黒）」

（警戒レベル5相当情報）

流域雨量指数の実況値が大雨特別警報（浸水害）の基準値に到達したことを示す。重大な洪水災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況。

②気象警報等

気象警報等とは、気象現象等によって災害が起こる危険性があるときに、市町村単位を基本として地方气象台等から発表される情報で、「注意報」「警報」「特別警報」の3種類がある。

○洪水注意報（警戒レベル2）

河川が増水することにより、災害が起こるおそれがあるときに発表
（3時間先までに流域雨量指数が注意報基準に到達すると予想される区間があるときに発表）

○洪水警報（警戒レベル3相当情報）

河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表

（3時間先までに流域雨量指数が警報基準に到達すると予想される区間が一部でもあるときに発表）

○大雨注意報（警戒レベル2相当情報）

大雨による浸水害が発生するおそれがあるときに発表

○大雨警報（浸水害）（警戒レベル3相当情報）

大雨による重大な浸水害が発生するおそれがあるときに発表

○大雨特別警報（浸水害）（警戒レベル5相当情報）

大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに発表
本市における、大雨・洪水注意報基準および大雨・洪水警報基準を表-4.1.1に示す

表-4.1.1 大雨・洪水注意報基準および大雨・洪水警報基準・大雨特別警報基準

	雨量基準	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準	流域雨量 指数基準 (新野川)
大雨注意報基準	—	16	70	—
洪水注意報基準	—	—	—	9.9
大雨警報基準	—	22	120	—
洪水警報基準	—	—	—	12.4
大雨特別警報基準	R 48=350mm 以上 R 3=152mm 以上	—	232	—

※大雨特別警報は指標である。

R 3；3時間降水量

R 48；48時間降水量

4-2 避難指示等の対象とする区域の設定

避難指示等の対象とする区域の設定においては、各河川の洪水ハザードマップの浸水想定区域が基本となる。

立退き避難が必要な区域は、表-4.2.1 に示すとおり、『水位周知河川』、『その他河川』に設定する。

表-4.2.1 避難指示等の対象とする区域の設定

種別	河川名	対象地域	備考
水位周知河川	新野川	池新田地区	東町・本町・早苗町
		佐倉地区	桜ヶ池
		朝比奈地区	下朝比奈
		高松地区	門屋
		新野地区	新野東・新野西・新野南
その他河川	箴川	白羽地区	新神子
		佐倉地区	佐倉一区・佐倉二区・佐倉三区
		比木地区	上比木・下比木
	会下ノ谷川	比木地区	上比木
		浜岡朝比奈川	朝比奈地区
	横舟川	新野地区	新野西・新野南
		池新田地区	早苗町
		朝比奈地区	上朝比奈・下朝比奈
篠ヶ谷川	新野地区	新野南	
門屋川	池新田地区	早苗町・大山	

	高松川 中西川	高松地区 新野地区 高松地区 白羽地区	門屋 新野西 合戸 白羽・白浜・新神子
--	------------	------------------------------	------------------------------

4-3 避難指示等の発令の判断基準

(1) 防災体制の設置

防災体制は、表-4.3.1 に示すとおり、第1次防災体制の災害準備体制から、第2次防災体制の災害注意体制、第3次防災体制の災害警戒体制、第4次防災体制の災害対策本部設置に分類する。

表-4.3.1 に、各々の体制の内容および設置時期を併せて示す。

表-4.3.1 防災体制

防災体制	体制の内容	体制の設置時期
第1次 防災体制	(災害準備体制) 防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。	・大雨注意報発表時 ・水害対象河川が水防団待機水位を超えることが確実となった場合
第2次 防災体制	(災害注意体制) 防災気象情報を分析し、専門機関との情報交換ができる体制とする。	・水害対象河川が氾濫注意水位を超えることが確実となった場合 ・大雨警報発表時 ・台風情報で、台風の暴風域が24時間以内に市にかかると予想されている、または、台風が24時間以内に市に接近することが見込まれる場合
第3次 防災体制	(災害警戒体制) 市長あるいは副市長が登庁し、避難指示等の発令を判断できる、専門機関とのホットラインが活用できる体制である。また、要配慮者の避難場所受け入れ体制の整備ができる要員を確保する。	・台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に市にかかると予想されている、または、台風が12時間以内に市に接近することが見込まれる場合
第4次 防災体制	(災害対策本部体制) あらかじめ定めた防災対応の全職員が体制に入る。	避難指示等を発令した段階 ・土砂災害警戒情報発表時

(2) 判断に関する関係機関の助言

災害対策基本法の改正により、災害対策基本法第六十一条の二において、市町村長が避難指示等の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることが可能となった。

これらの機関では、水害に関する情報である、指定河川洪水予報（国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される）、水位到達情報（洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位への到達情報を通知および周知する河川として指定された河川において、所定の水位に到達した場合、到達情報が発表される）、流域雨量指数（1kmメッシュ、1時間ごとに、降った雨が下流域にどれだけ影響を与えるかを数値で表したもの）、規格化版流域雨量指数（1kmメッシュ、1時間ごとに、流域雨量指数を、過去20年間の最大値

に対する比率として表したもの）、表面雨量指数（短時間強雨による浸水危険度の高まりに関する指標）、土壌雨量指数（降った雨が土壌にどれだけ貯まっているのかを雨量データから指数化した指標）等のリアルタイムのデータを保有しており、地域における専門的知見を有していることから、災害発生の危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求めることは非常に有益である。

水害において、助言を求めることのできる対象機関は以下のとおりである。

- ・静岡県 袋井土木事務所

(3) 当市における発令基準

当市を流れる河川は、水位周知河川及びその他河川に該当する。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に分けて発令基準を設定する。

【高齢者等避難】

以下の何れかの1つに該当する場合に高齢者等避難を発令する。

- ・新野川雨垂橋水位観測所の水位が避難判断水位を超え、市長が危険と判断した場合
- ・気象庁が「洪水警報の危険度分布」の「警戒（赤）」を発表した場合

【避難指示】

以下に該当する場合に、避難指示を発令するものとする。

- ・新野川雨垂橋水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた場合
- ・気象庁が「洪水警報の危険度分布」の「危険（紫）」を発表した場合
- ・氾濫するおそれが極めて高い状況となっており、緊急に避難する必要がある場合

【緊急安全確保】

以下に該当する場合に、緊急安全確保を発令するものとする。

- ・氾濫が発生した場合
- ・気象庁が「洪水警報の危険度分布」の「災害切迫（黒）」を発表した場合

4-4 避難指示等の伝達方法

(1) 避難指示等の伝達内容

高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の伝達内容は以下のとおり、緊急性・災害状況を伝えるものとする。

<【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文（住民あて）>

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。（くり返し）
こちらは、御前崎市災害対策本部です。
新野川の水位が避難判断水位に到達したため、
〇時〇分、〇〇地区の洪水浸水想定区域に、警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。
〇〇地区の洪水浸水想定区域の高齢者や障害のある方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

*避難対象となる地区

- | | | |
|--------------------|------------------|----------------|
| いけしんでんちく
・池新田地区 | たかまつちく
・高松地区 | さくらちく
・佐倉地区 |
| ひきちく
・比木地区 | あさひなちく
・朝比奈地区 | にいのちく
・新野地区 |
| おまえざきちく
・御前崎地区 | しろわちく
・白羽地区 | |

■例文（新野川）

きんきゅうほうそう きんきゅうほうそう けいかい こうれいしゃとうひなん
緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。（くり返し）
こちらは、^{おまえざきしさいがいたいさくほんぶ}御前崎市災害対策本部です。
にいのがわ すいひ ひなんはんたんすいひ どうたつ
新野川の水位が避難判断水位に到達したため、
8じ30ぶん にいのちく こうれいしゃとうひなん はつれい
8時30分、（新野地区に、）警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。
（にいのちく こうずいしんすいそうていくいき かた こうれいしゃ しょうがい かた ひなん
（新野地区の洪水浸水想定区域の方は、）高齢者や障害のある方など避難に
じかん かた しえんしゃ かた ひなんぼしょ あんぜん しんせき ちじんたくとう すみ
時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やか
ひなん
に避難してください。

■例文（新野川以外）

きんきゅうほうそう きんきゅうほうそう けいかい こうれいしゃとうひなん
緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。（くり返し）
こちらは、^{おまえざきしさいがいたいさくほんぶ}御前崎市災害対策本部です。
おさがわ ぞうすい はんらん 8じ30ぶん ひきちく けいかい
箴川が増水し氾濫するおそれがあるため、8時30分、（比木地区に、）警戒レベ
ル3、^{こうれいしゃとうひなん はつれい}高齢者等避難を発令しました。
ひきちく かた こうれいしゃ しょうがい かた ひなん じかん かた
（比木地区の方は、）高齢者や障害のある方など避難に時間のかかる方やその
しえんしゃ かた ひなんぼしょ あんぜん しんせき ちじんたくとう すみ ひなん
支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

<【レベル4】避難指示の伝達文（住民あて）>

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、ただちに避難。（くり返し）

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

新野川の水位が氾濫危険水位に到達し、堤防を越えるおそれがあるため、〇時〇分、〇〇地区の洪水浸水想定区域に、警戒レベル4、避難指示を発令しました。

〇〇地区の洪水浸水想定区域の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等にただちに、避難してください。

外に出ることが危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

*避難対象となる地区

いけしんでんちく
・池新田地区

ひきちく
・比木地区

おまえぎさちく
・御前崎地区

たかまつちく
・高松地区

あさひなちく
・朝比奈地区

しろわちく
・白羽地区

さくらちく
・佐倉地区

にいのちく
・新野地区

■例文（新野川）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、ただちに避難。（くり返し）

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

新野川の水位が氾濫危険水位に到達し、堤防を越えるおそれがあるため、9時30分、（佐倉地区の洪水浸水想定区域に、）警戒レベル4、避難指示を発令しました。

（佐倉地区の洪水浸水想定区域の方は、）避難場所や安全な親戚・知人宅等にただちに、避難してください。

外に出ることが危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

■例文（新野川以外）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、ただちに避難開始。（くり返し）

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

箴川が増水し氾濫するおそれが高まったため、8時30分、（比木地区に、）警戒レベル4、避難指示を発令しました。

（比木地区の方は、）避難場所や安全な親戚・知人宅等にただちに避難してください。

外に出ることが危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

<【レベル5】緊急安全確保の伝達文（住民あて）>

緊急放送、緊急放送、はん濫発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。（くり返し）

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

〇〇付近で、〇〇川がはん濫したため、〇時〇分、〇〇地区に、警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。

命の危険がせまっています。近くの高い場所や、屋内の高い場所に移動するなど、ただちに身の安全を確保してください。

*避難対象となる地区

いけしんでん ちく
・池新田地区

たかまつ ちく
・高松地区

さくら ちく
・佐倉地区

ひき ちく
・比木地区

あさひな ちく
・朝比奈地区

にいの ちく
・新野地区

おまえざき ちく
・御前崎地区

しろわ ちく
・白羽地区

■例文

緊急放送、緊急放送、はん濫発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。（くり返し）

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

雨垂橋付近で、新野川がはん濫したため、9時30分、佐倉地区に、警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。

命の危険がせまっています。近くの高い場所や、屋内の高い場所に移動するなど、ただちに身の安全を確保してください。

4-5 避難指示等の解除

避難指示等の実施は、住民の安全を確保するため重要な事項である一方、社会活動への影響、多人数の移動の不自由など負担もあることから、災害の危険性、潮位、台風、低気圧、風雨の状況等も踏まえた避難活動等の発令解除の基準を定める。

下記の情報を総合的に判断し、解除とする。

- ・水位周知河川（新野川）については、水位が氾濫危険水位を下回るとともに、その低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合
- ・堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった場合
- ・その他の河川については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域の降雨がほとんど予想されない場合

避難指示等解除の伝達は、以下のとおり伝達する。

<避難指示等解除の伝達文（住民あて）>
こちらは、御前崎市災害対策本部です。 〇〇地区に発令していた避難指示は、〇時〇分に解除しました。

■例文（高齢者等避難が発表された場合）

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

にいのちく（新野地区に）はつれい発令していたこうれいしゃとうひなん高齢者等避難は、15じ30ぷん15時30分かいじょに解除しました。

■例文（避難指示が発表された場合）

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

さくらちく（佐倉地区に）はつれい発令していたひなんしじ避難指示は、15じ30ぷん15時30分かいじょに解除しました。

5. 土砂災害

5-1 避難指示等を判断する情報

(1) 大雨警報（土砂災害）の危険度分布

「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」とは、1 km四方の領域（メッシュ）毎に土砂災害の危険度を表示したものであり、気象庁から発表される。

- 「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」が「注意（黄）」

（警戒レベル 2 相当情報）

2 時間先までに土壌雨量指数が注意報基準に到達すると予想されるとき

- 「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」が「警戒（赤）」

（警戒レベル 3 相当情報）

2 時間先までに土壌雨量指数が警報基準に到達すると予想されるとき

- 「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」が「危険（紫）」

（警戒レベル 4 相当情報）

2 時間先までに土壌雨量指数が土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想されるとき

- 「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」が「災害切迫（黒）」

（警戒レベル 5 相当情報）

命の危険が及ぶような、土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高いとき

(2) 気象警報等

気象警報等とは、気象現象等によって災害が起こる危険性があるときに、市町村単位を基本として地方気象台等から発表される情報で、「注意報」「警報」「特別警報」の 3 種類がある。他方、「土砂災害警戒情報」はこのいずれでもなく、気象台等及び都道府県から共同発表される。

- 「大雨注意報（土砂災害）」（警戒レベル 2）

大雨により、災害が起こるおそれがあるときに発表

（2 時間先までに土壌雨量指数が注意報基準に到達すると予想されるメッシュが一部でもあるときに発表）

- 「大雨警報（土砂災害）」（警戒レベル 3 相当情報）

大雨により、災害が起こるおそれがあるときに発表

（2 時間先までに土壌雨量指数が警報基準に到達すると予想されるメ

ッシュが一部でもあるときに発表。土砂災害警戒情報の基準から概ね1時間前に到達する土壌雨量指数の値を警戒基準としている。台風接近時など精度良く予想できる場合は早めに発表する場合がある。)

(3)情報の発令や自主的な避難に資する防災気象情報

○「土砂災害警戒情報」(警戒レベル4相当情報)

大雨警報(土砂災害)等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表

(2時間先までに土壌雨量指数が土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想されるメッシュが一部でもあるときに発表)

○「大雨特別警報(土砂災害)」(警戒レベル5相当情報)

大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに発表

本市における、大雨注意報、大雨警報および大雨特別警報基準を表-5.1.1に示す。

表-5.1.1 大雨注意報基準および大雨警報基準

	雨量基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大雨注意報基準	—	16	70
大雨警報基準	—	22	120
大雨特別警報基準	R48=350mm 以上 R 3=152mm 以上	—	232

※ 大雨特別警報は指標である。

R 3 ; 3時間降水量

R48 ; 48時間降水量

注) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は、総務省が定めた「地域メッシュ」(約1km四方)毎に設定していますが、上記では、御前崎市内における基準値の最低値を示しています。

5-2 避難指示等の対象とする区域の設定

避難指示等の対象とする区域の設定においては、表-5.2.1 に示すとおり、土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域（都道府県調査）、その他の場所に設定する。

表-5.2.1 避難指示等の対象とする区域の設定

	土砂災害警戒区域	土砂災害危険区域	その他の場所
対象とする区域	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号))に基づき、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域が土砂災害警戒区域であり、立ち退き避難の対象とすべき区域である。 なお、土砂災害警戒区域の指定が進んでいない場合においては、静岡県が調査した土砂災害危険区域を参考にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域： 傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地の崩壊によって被害が想定される区域に人家や公共施設のある急傾斜地およびその近接地 土石流危険渓流区域： 渓流の勾配が3度以上(火山砂防地域では2度以上)あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域 地すべり危険区域： 空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある区域 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域や土砂災害危険区域以外の場所でも、土砂災害が発生する場合もあるため、これらの区域等の隣接区域も避難の必要性を確認する必要がある。 また、降雨時には、前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域についても避難の必要性についても検討する必要がある。
危険箇所数	急傾斜地 351 箇所 土石流 16 箇所 地すべり 1 箇所	急傾斜地崩壊危険箇所 362 箇所 崩壊土砂流出危険地区 12 箇所 土石流危険渓流 18 箇所 山腹崩壊流出危険地区 29 箇所	-
避難対象とする地区	急傾斜地の崩壊危険箇所 <ul style="list-style-type: none"> 池新田地区 町内会名：東町、早苗町、中町、大山 高松地区 町内会名：門屋、塩原新田 佐倉地区 町内会名：佐倉二区、佐倉三区、桜ヶ池 比木地区 町内会名：比木原、上比木、下比木 朝比奈地区 町内会名：朝比奈原、上朝比奈、下朝比奈 新野地区 町内会名：新野西、新野東、新野南 御前崎地区 町内会名：上岬区、下岬区、大山区、西側区、女岩区、広沢区 白羽地区 町内会名：新谷区、薄原区、白羽区、白浜区 土石流の危険箇所 <ul style="list-style-type: none"> 池新田地区 町内会名：早苗町 比木地区 町内会名：比木原、上比木、下比木 朝比奈地区 町内会名：上朝比奈、下朝比奈 新野地区 町内会名：新野西、新野東、新野南 御前崎地区 町内会名：- 位置図を図-3.3.11に示す。	急傾斜地の崩壊危険箇所 <ul style="list-style-type: none"> 池新田地区 町内会名：東町、早苗町、中町、大山 高松地区 町内会名：門屋、塩原新田、合戸 佐倉地区 町内会名：佐倉二区、佐倉三区、桜ヶ池 比木地区 町内会名：比木原、上比木、下比木 朝比奈地区 町内会名：朝比奈原、上朝比奈、下朝比奈 新野地区 町内会名：新野西、新野東、新野南 御前崎地区 町内会名：上岬区、下岬区、大山区、西側区、女岩区、広沢区 白羽地区 町内会名：新谷区、薄原区、白羽区、白浜区 土石流の危険箇所 <ul style="list-style-type: none"> 池新田地区 町内会名：早苗町 比木地区 町内会名：比木原、上比木、下比木 朝比奈地区 町内会名：上朝比奈、下朝比奈 新野地区 町内会名：新野西、新野東、新野南 御前崎地区 町内会名：上岬区、大山区、西側区、広沢区 位置図を図-3.3.11に示す。	地区は特定できない

* 土砂災害警戒区域は、令和2年4月1日現在のものである。
 * 土砂災害危険区域は、令和2年4月1日現在のものである。

5-3 避難指示等の発令の判断基準

(1) 防災体制の設置

防災体制は、表-5.3.1 に示すとおり、第1次防災体制の災害準備体制から、第2次防災体制の災害注意体制、第3次防災体制の災害警戒体制、第4次防災体制の災害対策本部設置に分類する。

表-5.3.1 に、各々の体制の内容および設置時期を併せて示す。

表-5.3.1 防災体制

防災体制	体制の内容	体制の設置時期
第1次 防災体制	(災害準備体制) 防災気象情報入手し、気象状況の進展を見守る連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。	大雨注意報発表時
第2次 防災体制	(災害注意体制) 管理職を配置し、避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断する体制とする。 防災気象情報を分析し、専門機関との情報交換ができる体制とする。	高齢者等避難を発令するかどうかの段階 ・大雨警報発表時 ・台風情報で、台風の暴風域が24時間以内に市にかかると予想されている、または、台風が24時間以内に市に接近することが見込まれる場合
第3次 防災体制	(災害警戒体制) 市長あるいは副市長が登庁し、避難指示等の発令を判断できる、専門機関とのホットラインが活用できる体制である。 また、要配慮者の避難場所受け入れ体制の整備ができる要員を確保する。	高齢者等避難を発令した段階 ・台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に市にかかると予想されている、または、台風が12時間以内に市に接近することが見込まれる場合
第4次 防災体制	(災害対策本部体制) あらかじめ定めた防災対応の全職員が体制に入る。	避難指示等を発令した段階 ・土砂災害警戒情報発表時

(2) 判断に関する関係機関の助言

災害対策基本法の改正により、災害対策基本法第六十一条の二において、市町村長が避難指示等の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることが可能となった。

これらの機関では、土砂災害に関する情報である、土砂災害警戒判定メッシュ情報（2時間先までの土砂災害の危険度の分布を表示したもの（1kmメッシュ、10分ごと）、土砂災害危険度をより詳しく示した情報（1～5kmメッシュ、10～60分ごと、最大2～3時間先までの土砂災害の危険度を表示）および土砂災害警戒情報（大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生危険度がさらに高まったときに発表）等のリアルタイムのデータを保有しており、地域における専門的知見を有していることから、災害発生危険度が高まった場合など、躊躇することなく助言を求めることは非常に有益である。

土砂災害において、助言を求めることのできる対象機関は以下のとおりである。

- ・国土交通省中部地方整備局 浜松河川国道事務所
- ・静岡県 袋井土木事務所

(3) 当市における発令基準

高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保に分けて発令基準を設定する。

避難情報の発令については、以下の基準を参考に、現地の状況や今後の気象予測、過去のデータ等を含め総合的に判断する。

【高齢者等避難】

1. 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合
2. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

【避難指示】

次の1～4の何れか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。

1. 土砂災害警戒情報が発表された場合
2. 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となった場合
3. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
4. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
5. 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り等）が発見された場合

【緊急安全確保】

次の1～2の何れか1つに該当する場合に、緊急安全確保を発令するものとする。

1. 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合
2. 土砂災害の発生が確認された場合

5-4 避難指示等の伝達方法

(1) 避難指示等の伝達内容

高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の伝達内容は以下のとおり、緊急性・災害状況を伝えるものとする。

<【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文（住民あて）>

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。（くり返し）
こちらは、御前崎市災害対策本部です。
○時○分に、○○地区の土砂災害警戒区域に警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。
○○地区の土砂災害警戒区域の高齢者や障害のある方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

*避難対象となる地区

- | | | |
|--------------------|------------------|----------------|
| いけしんでんちく
・池新田地区 | たかまつちく
・高松地区 | さくらちく
・佐倉地区 |
| ひきちく
・比木地区 | あさひなちく
・朝比奈地区 | にいのちく
・新野地区 |
| おまえぎさちく
・御前崎地区 | しろわちく
・白羽地区 | |

■例文

きんきゅうほうそう きんきゅうほうそう けいかい こうれいしゃとうひなん
緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。（くり返し）
こちらは、おまえぎささいがいたいさくほんぶ
御前崎市災害対策本部です。
10じ30ぶん
10時30分に、いけしんでんちく どしやさいがいけいかいいきき どしやさいがい かん けいかい
（池新田地区の土砂災害警戒区域に）土砂災害に関する警戒レベ
ル3、こうれいしゃとうひなん はつれい
高齢者等避難を発令しました。
いけしんでんちく どしやさいがいけいかいいきき どしやさいがい ほつせい
（池新田地区の土砂災害警戒区域で）土砂災害が発生するおそれがあります、
いけしんでんちく どしやさいがいけいかいいきき こうれいしゃ しょうがい かた ひなん じかん
池新田地区の土砂災害警戒区域の高齢者や障害のある方など避難に時間のかか
るかた しえんしゃ かた ひなんぼしょ あんぜん しんせき ちじんたくとう すみ ひなん
る方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難して
ください。

<【警戒レベル4】避難指示の伝達文（住民あて）>

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。（くり返し）
こちらは、御前崎市災害対策本部です。
○時○分に、○○地区の土砂災害警戒区域に土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
土砂災害の危険性が極めて高まっています。
○○地区の土砂災害警戒区域の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。

(ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。)

*避難対象となる地区

- | | | |
|--------------------|------------------|----------------|
| いけしんでんちく
・池新田地区 | たかまつちく
・高松地区 | さくらちく
・佐倉地区 |
| ひきちく
・比木地区 | あさひなちく
・朝比奈地区 | にいのちく
・新野地区 |
| おまえぎさちく
・御前崎地区 | しろわちく
・白羽地区 | |

■例文

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示発令。(くり返し)

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

12時30分に、(池新田地区の土砂災害警戒区域に)土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。

土砂災害の危険性が極めて高まっています。

(池新田地区の土砂災害警戒区域の方は、)避難場所や安全な親戚・知人宅等に

今すぐ避難してください。

(ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。)

<【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文(住民あて)>

緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。(くり返し)

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

〇時〇分に、〇〇地区に、土砂災害に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。

〇〇地区で土砂災害の発生が確認されました。

現在、土砂により〇〇道路が通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。

*避難対象となる地区

- | | | |
|--------------------|------------------|----------------|
| いけしんでんちく
・池新田地区 | たかまつちく
・高松地区 | さくらちく
・佐倉地区 |
| ひきちく
・比木地区 | あさひなちく
・朝比奈地区 | にいのちく
・新野地区 |
| おまえぎさちく
・御前崎地区 | しろわちく
・白羽地区 | |

■例文（土砂災害の発生が確認された場合）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。

（くり返し）

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

12時30分に、（池新田地区に）、土砂災害に関する警戒レベル5、緊急安全

確保を発令しました。

（池新田地区で）土砂災害の発生が確認されました。

現在、土砂により県道掛川浜岡線が通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。

5-5 避難指示等の解除

避難指示等の実施は、住民の安全を確保するため重要な事項である一方、社会活動への影響、多人数の移動の不自由など負担もあることから、災害の危険性、潮位、台風、低気圧、風雨の状況等も踏まえた避難活動等の発令解除の基準を定める。

下記の情報を総合的に判断し、解除とする。

- ・土砂災害警戒情報が解除されたとき

避難指示等の解除の伝達は、以下のとおり伝達する。

<避難指示等解除の伝達文（住民あて）>

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

〇〇地区に発令していた避難指示は、〇時〇分に解除しました。

■例文（高齢者等避難が発表された場合）

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

（池新田地区に）発令していた高齢者等避難は、18時30分に解除しました。

■例文（避難指示が発表された場合）

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

（池新田地区に）発令していた避難指示は、18時30分に解除しました。

6. 高潮災害

6-1 避難指示等を判断する情報

高潮に関する情報は以下のとおりである。

① 台風情報

台風の位置や強さ等の実況及び予想

② 予想最高潮位

高潮注意報・警報・特別警報及び県気象情報等の中で明示される。

③ 潮位観測情報

3日間（昨日・今日・明日）または1日ごとの実測潮位及び予測潮位（実際の潮位、天文潮位、潮位偏差）を速報的に表示：cm単位、5分または10分ごと。

④ 高潮注意報：警戒レベル2相当

高潮に対する注意を呼びかける。高潮注意報の発表において、警報に切り替える可能性が高い場合、もしくは高潮注意報が発表されている状況において、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている（強風注意報が発令）、または台風が市町村に接近することが見込まれる場合、警戒レベル3相当となる。また、高潮注意報が発表されており、警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合、警戒レベル4相当となる。

⑤ 高潮警報：警戒レベル4相当

高潮により重大な災害が発生するおそれがある。高潮警報は、潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前に予想最高潮位及びその予想時刻とともに発表される。この警報基準は、危険潮位（その潮位を越えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防の高さ、過去の高潮災害時の潮位等に留意して、避難指示等対象地区ごとに設定する

潮位) が設定されている場合は危険潮位を基準とし、危険潮位が設定されていない場合は、過去の高潮災害発生との関係性等から基準となる潮位を設定している。

⑥ 高潮特別警報：警戒レベル 4 相当

予想される現象が特に異常であるため、重大な高潮災害の発生するおそれが著しく大きい。

高潮特別警報は、「伊勢湾台風」級（中心気圧 930 hPa 以下または最大風速 50m/sec 以上）の台風等により、これまで経験したことのないような高潮になることが予想され、最大級の警戒を要することを呼びかけるものである。そのような台風の襲来が予想されるときには、上陸 24 時間前に、気象庁から、特別警報発表の可能性がある旨、県気象情報や記者会見により周知される。特別警報発表の判断は台風上陸 12 時間前に行われ、その時点で発表済みの高潮警報が、全て特別警報として発表される。

高潮は、台風や低気圧に伴う気圧低下による海水の吸い上げや、強風による海水の吹き寄せによって発生することから、基本的には台風や発達した温帯低気圧の接近・通過時を想定すればよい。

ただし、高潮警報等で予想された高潮の高さに対する現況の海岸保全施設等の高さの関係や想定される浸水範囲の関係は、地域ごとに明確に整理されていないのが実情である。

このため、地域ごとに海岸堤防等の高さが高潮警報等で想定される高潮が発生した場合の被災の想定を検討して、避難指示等の対象地域を確定する必要がある。高潮災害は、一度被災した場合、命を脅かす危険性が高いことから、基本的には安全な地域への移動を伴う立退き避難が基本となる。

6-2 避難指示等の対象とする区域の設定

避難指示等の対象とする区域の設定においては、表-6.2.1 に示すとおり、高潮特別警報、高潮警報、高潮注意報の避難指示等を判断する情報に応じて、設定する。

高潮特別警報および高潮警報の避難指示等は、2009年10月8日に来襲した台風18号における被害の実績を踏まえて設定しているため、そのときの条件も併せて示す。

表 - 6.2.1 避難指示等の対象とする区域の設定

	高潮特別警報の発表時	高潮警報の発表時	高潮注意報の発表時	過去の災害
対象とする区域	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮災害からの避難は、想定される高潮の高さで対象が大きく異なる。 ・ゼロメートル地帯を含む広範囲の住民の避難が必要である。 ・基準潮位（危険潮位等）を上回る場合に、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域を定める。これにより、予想最高潮位をもとに、対象範囲を判断することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・局所的な被災を想定した海岸保全施設周辺の住民の避難が必要である。 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	(2009年10月8日 台風18号)
波浪 (有義波高H1/3)	6m	6m	3m	14.44m
高潮潮位	T.P. 1.5m	T.P. 1.5m	T.P. 1.1m	T.P. 1.17m
浸水分布	算定していない	算定していない	算定していない	図-3.3.1に示す
選定対象とする地区	浸水分布を算定していないため、地区は特定できない	浸水分布を算定していないため、地区は特定できない	浸水分布を算定していないが、過去の災害から特定可能である	<ul style="list-style-type: none"> ・御前崎地区 町内会名：大山区 ・白羽地区 町内会名：白羽区、白浜区

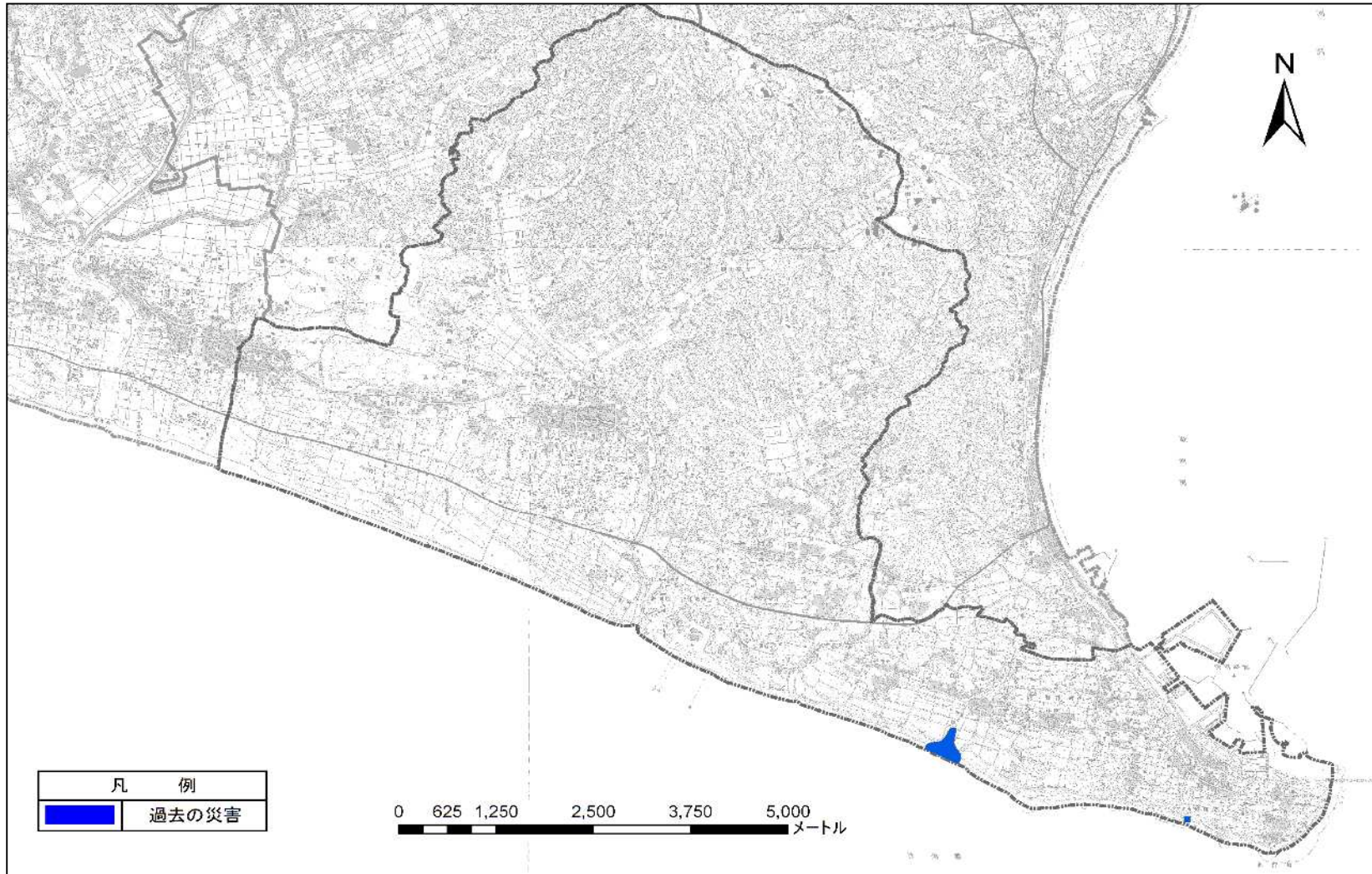


図-6.2.1 浸水分布 (2009年10月8日 台風18号)

6-3 避難指示等の発令の判断基準

(1) 防災体制の設置

防災体制は、表-6.3.1 に示すとおり、第1次防災体制の災害準備体制から、第2次防災体制の災害注意体制、第3次防災体制の災害警戒体制、第4次防災体制の災害対策本部設置に分類する。

表-6.3.1 に、各々の体制の内容および設置時期を併せて示す。

表-6.3.1 防災体制

防災体制	体制の内容	体制の設置時期
第1次 防災体制	(災害準備体制) 防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。	・高潮注意報発表時
第2次 防災体制	(災害注意体制) 管理職を配置し、高齢者等避難の発令を判断する体制とする。 防災気象情報を分析し、専門機関との情報交換ができる体制とする。	・台風情報で、台風の暴風域が24時間以内に市にかかると予想されている、または、台風が24時間以内に市に接近することが見込まれる場合
第3次 防災体制	(災害警戒体制) 市長かあるいは副市長が登庁し、避難指示等の発令を判断できる、専門機関とのホットラインが活用できる体制である。 また、要配慮者の避難場所受け入れ体制の整備ができる要員を確保する。	・台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に市にかかると予想されている、または、台風が12時間以内に市に接近することが見込まれる場合
第4次 防災体制	(災害対策本部体制) あらかじめ定めた防災対応の全職員が体制に入る。	避難指示等を発令した段階 ・高潮警報発表時

(2) 判断に関する関係機関の助言

災害対策基本法の改正により、災害対策基本法第六十一条の二において、市町村長が避難指示等の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることが可能となった。

これらの機関では、高潮情報である、潮位観測情報（3日間または1日ごとの実測潮位および予測潮位を速報的に5分または10分ごとに表示）等のリアルタイムのデータを保有しており、地域における専門的知見を有していることから、災害発生の危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求めることは非常に有益である。高潮災害において、助言を求めることのできる対象機関は以下のとおりである。

- ・ 気象庁 静岡地方気象台
- ・ 国土交通省中部地方整備局 清水港湾事務所（御前崎港事務所）
- ・ 静岡県 袋井土木事務所

(3) 当市における発令基準

高齢者等避難、避難指示等および緊急安全確保に分けて発令基準を設定する。

【高齢者等避難】

以下の1～5の何れか1つに該当する場合に高齢者等避難を発令する。

1. 潮位が1時間後にT.P. +1.5mと予想される場合
2. 高潮注意報の発表において、警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の場合）
3. 高潮注意報が発表されている状況で、台風の暴風域がかかる又は台風が接近することが見込まれる場合
4. 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、気象庁から、特別警報発表の可能性のある旨、県気象情報や記者会見等により周知された場合
5. 避難情報の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

【避難指示】

基本的には、台風の暴風域等に入る前に避難指示が発令されていることを前提とする。

そこで、1～5の何れか1つに該当する場合に避難指示（緊急）を発令する。

1. 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合
2. 海岸堤防の倒壊のおそれがある場合
3. 水門、陸閘等の異常
（水門、陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらない場合等）
4. 異常な越波・越流の発生のおそれがある場合
5. 避難情報の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

【緊急安全確保】

以下に該当する場合に、緊急安全確保を発令するものとする。

1. 高潮氾濫発生情報が発表された場合
2. 海岸堤防が倒壊した場合
3. 異常な越波・越流が発生した場合
4. 高潮氾濫が発生した場合

6-4 避難指示等の伝達方法

(1) 避難指示等の伝達内容

高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の伝達内容は以下のとおり、緊急性・災害状況を伝えるものとする。

<【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文（住民あて）>
緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。（くり返し） こちらは、御前崎市災害対策本部です。 高潮被害の可能性が高まっているため、○時○分に、○○地区に、高潮に関する警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。 ○○地区の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。 外に出ることが危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

*避難対象となる地区

- おまえぎさちく
・御前崎地区
- しろわちく
・白羽地区

■例文（高潮警報が発表された場合）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。（くり返し）

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

高潮被害の可能性が高まっているため、8時30分に、（白羽地区に、）高潮に関する警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。

（白羽地区の方は、）避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。

外に出ることが危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

<【警戒レベル4】避難指示の伝達文（住民あて）>
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、ただちに避難。（くり返し） こちらは、御前崎市災害対策本部です。 高潮警報（または、高潮特別警報）が発表され、高潮被害の可能性が高まっているため、○時○分に、○○地区に、高潮に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。 ○○地区の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。 外に出ることが危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

*避難対象となる地区

- おまえぎさちく
・御前崎地区
- しろわちく
・白羽地区

■例文

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、ただちに避難。（くり返し）

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

高潮被害の発生が極めて高まっているため、9時30分に、（白羽地区に、）高潮に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。

〇〇地区の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅に避難してください。

外に出ることが危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

（現在、浸水により県道佐倉御前崎港線は通行できない状況です。）

<【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文（住民あて）>

緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。
（くり返し）

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

高潮被害が発生したため、〇時〇分に、〇〇地区に、高潮に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。

現在、浸水により〇〇線は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

*避難対象となる地区

- ・御前崎地区
- ・白羽地区

■例文

緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。

（くり返し）

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

高潮被害が発生したため、9時30分に、（白羽地区に、）高潮に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。

現在、浸水により県道佐倉御前崎港線は通行できない状況です。

6-5 避難指示等の解除

避難指示等の実施は、住民の安全を確保するため重要な事項である一方、社会活動への影響、多人数の移動の不自由など負担もあることから、災害の危険性、潮位、台風、低気圧、風雨の状況等も踏まえた避難活動等の発令解除の基準を定める。下記の情報を総合的に判断し、解除とする。

- ・ 静岡地方気象台が高潮警報を解除したとき
- ・ 浸水被害が発生した場合においては、住宅地等での浸水が解消したとき

避難指示等の解除の伝達は、以下のとおり伝達する。

＜避難指示等解除の伝達文（住民あて）＞

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

〇〇地区に発令していた高齢者等避難（または避難指示）は、〇時〇分に解除しました。

■例文（高齢者等避難が発表された場合）

こちらは、おまえざきしさいがいたいさくほんぶ御前崎市災害対策本部です。

しろわちく（白羽地区に）はつれい発令していたこうれいしゃとうひなん高齢者等避難は、15じ30ぶん15時30分かいじょに解除しました。

■例文（避難指示が発表された場合）

こちらは、おまえざきしさいがいたいさくほんぶ御前崎市災害対策本部です。

しろわちく（白羽地区に）はつれい発令していたひなんしじ避難指示は、15じ30ぶん15時30分かいじょに解除しました。

7. 津波災害

7-1 基本的な考え方

津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

また、遠地地震の場合は、気象庁からの「遠地津波地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性がある場合には、「高齢者等避難」の発令について検討する。

7-2 避難指示を判断する情報

地震の発生から、3分程度を目処に津波警報・津波注意報等が発表される。表-7.2.1に示すとおり、津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは、「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、精確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

表-7.2.1 避難指示を判断する情報

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m ~	10m 超	巨大
	5m ~ 10m	10m	
	3m ~ 5m	5m	
津波警報	1m ~ 3m	3m	高い
津波注意報	20cm ~ 1m	1m	(表記しない)

7-3 避難指示の対象とする区域の設定

避難指示の対象とする区域の設定においては、表-7.3.1に示すとおり、大津波警報、津波警報の避難指示を判断する情報に応じて、設定する。

表-7.3.1 避難指示の対象とする区域の設定

	大津波警報の発表時	津波警報の発表時
対象とする区域	<ul style="list-style-type: none"> 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域 (津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)に基づき、都道府県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等) ただし、津波の浸水範囲は浸水想定 of 精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立ち退き避難を考えるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 津波の高さが高いところで3mと予想される。 海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上が予想される地域 ただし、津波の高さは、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることから、避難対象区域は広めに設定する必要がある。
浸水分布	図-7.3.1に示す	算定していない
避難対象とする地区	<ul style="list-style-type: none"> 池新田地区 町内会名：東町、本町、中町、大山 高松地区 町内会名：門屋、塩原新田、合戸 佐倉地区 町内会名：佐倉一区、佐倉二区、桜ヶ池 御前崎地区 町内会名：上岬区、下岬区、大山区、西側区、女岩区、広沢区 白羽地区 町内会名：新谷区、薄原区、中原区、白羽区、白浜区、新神子区 位置図を図-7.3.2に示す。	浸水分布を算定していないため、地区は特定できない

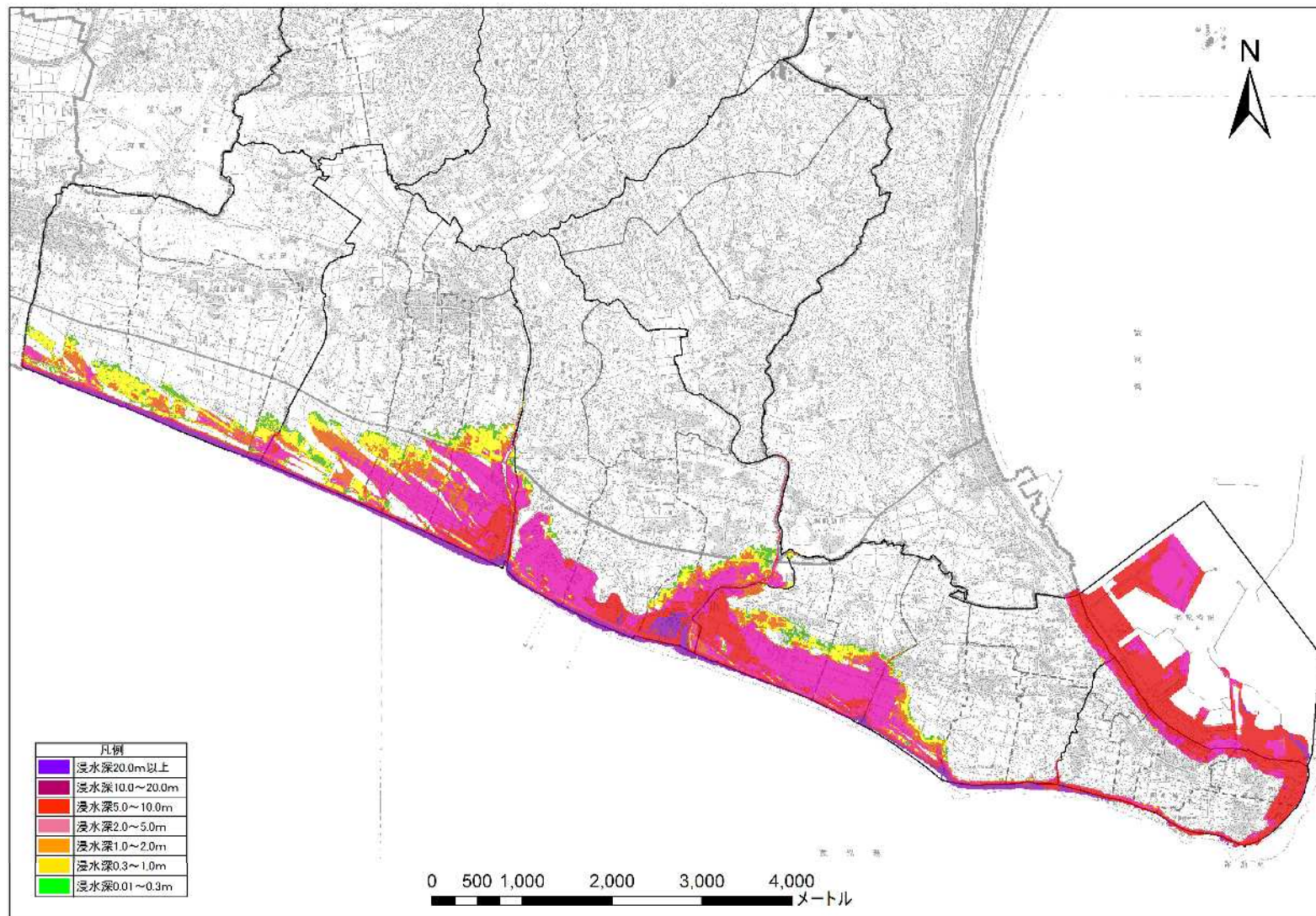


図-7.3.1 浸水分布（静岡県第4次地震被害想定（第一次報告））

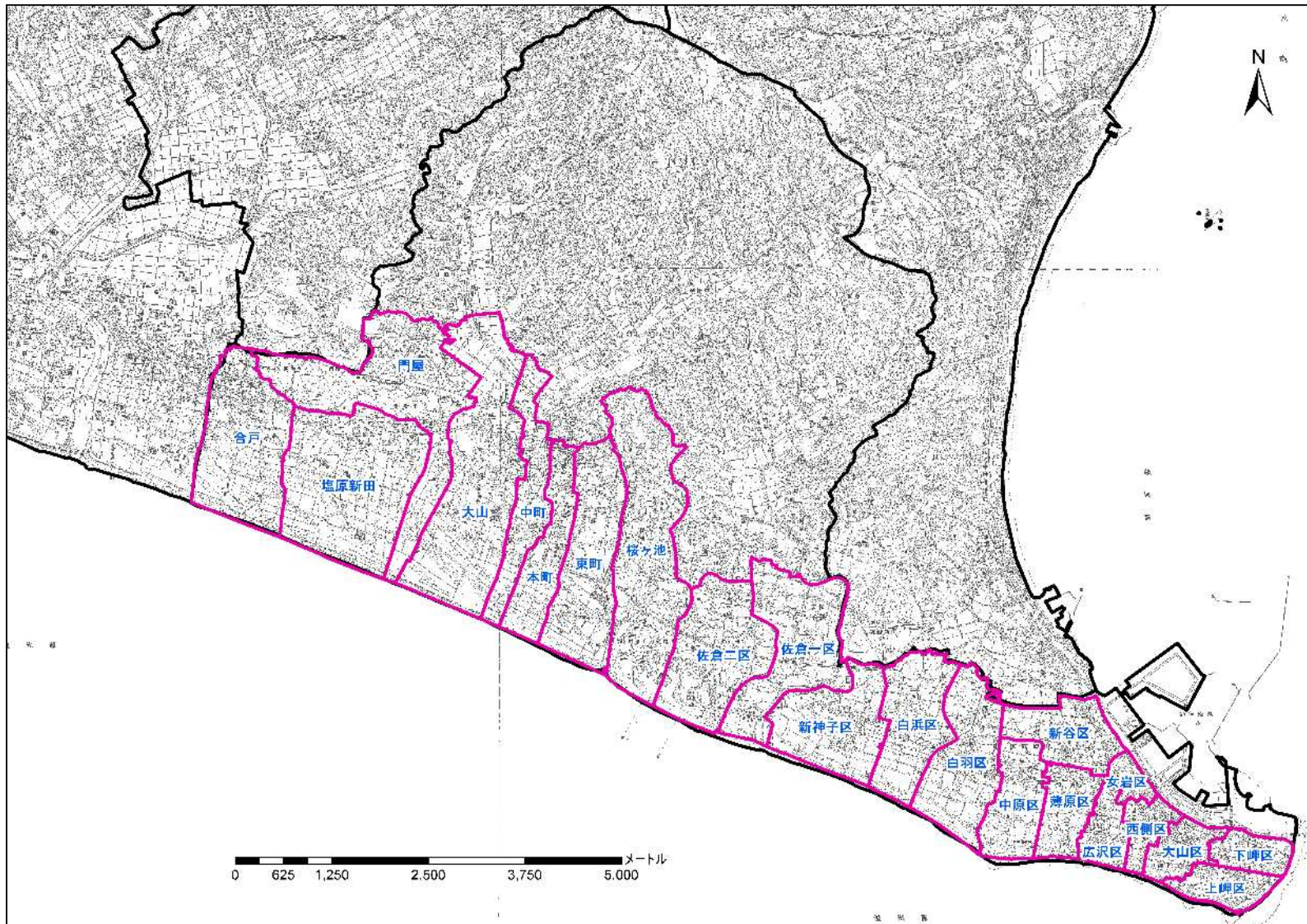


図-7.3.2 避難対象とする地区

7-4 避難指示の発令の判断基準

(1) 災害対策本部の設置

大津波警報、津波警報が発表された場合、ただちに、災害対策本部を設置するものとする。

(2) 判断に関する関係機関の助言

災害対策基本法の改正により、災害対策基本法第六十一条の二において、市町村長が避難指示の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることが可能となった。

これらの機関では、津波情報である、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、沖合や沿岸で観測された津波の第1波到達時刻、それまでに観測された最大波の高さ等のリアルタイムのデータを保有しており、地域における専門的知見を有していることから、災害発生の危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求めることは非常に有益である。

津波災害において、助言を求めることのできる対象機関は以下のとおりである。

- ・ 気象庁・静岡地方気象台
- ・ 国土交通省中部地方整備局・清水港湾事務所（御前崎港事務所）
- ・ 静岡県・袋井土木事務所

(3) 当市における発令基準

以下の1、2のうち、1つに該当する場合に、「空振り」の可能性がある場合でも、避難指示を発令するとともに、趣旨を市民に十分説明するものとする。

1. 大津波警報、津波警報の発表があった場合

大津波警報、津波警報における津波の高さは異なるが、当市においては、最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（大津波警報発表時に相当）があるのみであり、津波高さが3mのとき（津波警報発表時に相当）および津波高さが1mのとき（津波注意報発表時に相当）の浸水区域の算定は実施していない。

したがって、大津波警報、津波警報のいずれの場合においても、最大クラスの津波があった場合の避難指示対象区域の地区の市民の「命を守るための行動」である避難行動をさせるものとする。

2. 強い揺れ（震度5弱程度以上）あるいは揺れは弱くとも1分程度以上の長

い揺れを感じた場合

停電、通信途絶等により、津波警報等を適時受けることができない状況も考えられる。住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供するために避難指示の発令を実施する。

7-5 避難指示の伝達方法

(1) 避難指示の伝達内容

避難指示の伝達内容は以下のとおり、緊急性・切迫性を伝えるものとする。

<避難指示の伝達文（住民あて）>

(大津波警報、津波警報が発表された場合)

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。（くり返し）

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、○時○分に、○○地区に避難指示を発令しました。

ただちに、海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

(強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合)

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。（くり返し）

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

強い揺れの地震がありました。

津波が予想されるため、○時○分に、○○地区に、避難指示を発令しました。

ただちに、海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

*避難対象となる地区

いけしんでんちく
・池新田地区

おまえぎさちく
・御前崎地区

たかまつちく
・高松地区

しろわちく
・白羽地区

さくらちく
・佐倉地区

■例文（大津波警報が発表された場合）

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。（くり返し）

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

大津波警報が発表されたため、6時30分に、池新田地区・高松地区・佐倉地区・御前崎地区・白羽地区に、避難指示を発令しました。

ただちに、海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

■例文（津波警報が発表された場合）

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。（くり返し）

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

津波警報が発表されたため、6時30分に、池新田地区・高松地区・佐倉地区・御前崎地区・白羽地区に、避難指示を発令しました。

ただちに、海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

■例文（強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。（くり返し）

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

強い揺れの地震がありました。

津波が予想されるため、6時30分に、池新田地区・高松地区・佐倉地区・御前崎地区・白羽地区に、避難指示を発令しました。

ただちに、海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

7-6 避難指示の解除

避難指示の実施は、住民の安全を確保するため重要な事項である一方、社会活動への影響、多人数の移動の不自由など負担もあることから、災害の危険性、地震および余震の状況等も踏まえた避難活動等の発令解除の基準を定める。

下記の情報を総合的に判断し、解除とする。

- ・ 気象庁が大津波警報・津波警報を解除した場合
- ・ 各種気象情報等により、住民の安全が確保できると判断される場合
- ・ 現場巡視により、住民の立入りに危険性が無いと判断される場合

避難指示（緊急）の解除の伝達は、以下のとおり伝達する。

<避難指示（緊急）解除の伝達文（住民あて）>

こちらは、御前崎市災害対策本部です。

〇〇地区に発令していた避難指示は、〇時〇分に解除しました。

■例文

こちらは、^{おまえざきしさいがいたいさくほんぶ}御前崎市災害対策本部です。

^{いけしんでんちく たかまつちく さくらちく おまえざきちく しろわちく はつれい ひなん}
池新田地区・高松地区・佐倉地区・御前崎地区・白羽地区に発令していた避難
^{しじ 18じ30ぶん かいじよ}
指示は、18時30分に解除しました。

8. 参考資料

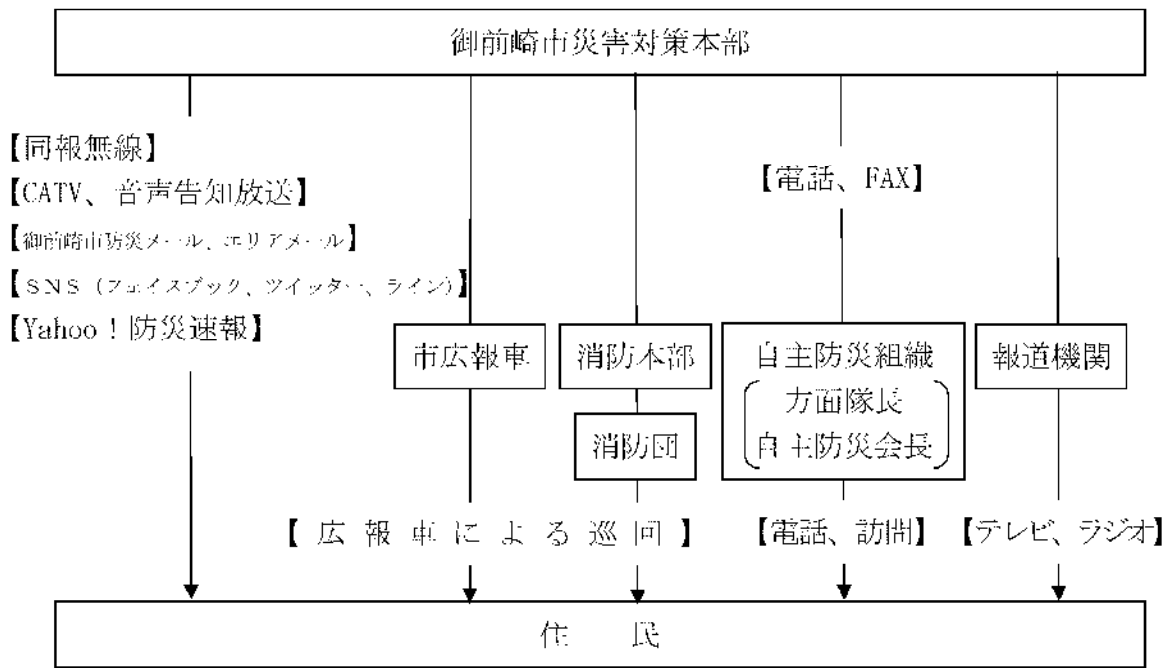
8-1 避難指示等の伝達手段・伝達先

下記のチェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れがないか確認する。

避難指示（緊急）の伝達先FAX、電話番号は、参考資料5-1に示す。

<住民等への伝達>	
<input type="checkbox"/>	同報無線
<input type="checkbox"/>	CATV、音声告知放送
<input type="checkbox"/>	御前崎市防災メール、エリアメール
<input type="checkbox"/>	広報車、消防車両
<input type="checkbox"/>	自主防災組織(方面隊長、自主防災会長)・・・FAX、電話
<input type="checkbox"/>	市役所ホームページへの掲載
<input type="checkbox"/>	SNS（フェイスブック、ツイッター、ライン）
<input type="checkbox"/>	Yahoo!防災速報
<要配慮者・福祉関係機関への伝達>	
<input type="checkbox"/>	要配慮者の避難所となる施設・・・・・・・・・・FAX、電話
<防災関係機関への伝達>	
<input type="checkbox"/>	方面隊（隊長）・・・・・・・・・・FAX、電話
<input type="checkbox"/>	静岡県西部地域局・・・・・・・・・・FAX、電話
<input type="checkbox"/>	静岡県袋井土木事務所・・・・・・・・・・FAX、電話
<input type="checkbox"/>	静岡県中遠農林事務所・・・・・・・・・・FAX、電話
<input type="checkbox"/>	菊川警察署・・・・・・・・・・FAX、電話
<input type="checkbox"/>	御前崎市消防本部・・・・・・・・・・FAX、電話
<input type="checkbox"/>	陸上自衛隊第34普通科連隊・・・・・・・・・・FAX、電話
<報道機関への伝達>	
<input type="checkbox"/>	新聞社・・・・・・・・・・FAX、電話、Lアラート
<input type="checkbox"/>	テレビ・・・・・・・・・・FAX、電話、Lアラート
<input type="checkbox"/>	ラジオ・・・・・・・・・・FAX、電話、Lアラート
<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビ・・・・・・・・・・FAX、電話、Lアラート

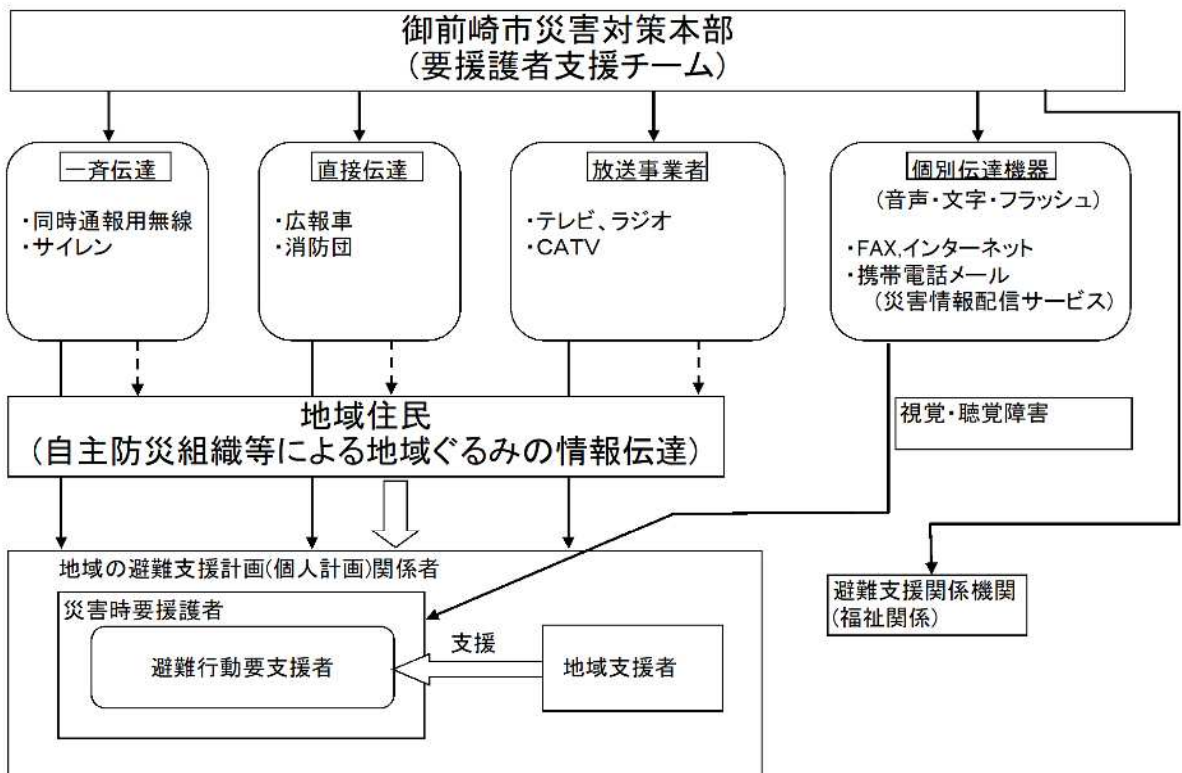
※ 要配慮者・福祉関係機関へは、自主防災組織から伝達する。



(3) 要配慮者への伝達方法

要配慮者への情報伝達・支援については、平成19年に策定された、「御前崎市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、要援護者支援チームが実施する。

要配慮者は避難に時間を要するため、迅速な情報はもとより、御前崎市災害対策本部内での要援護者支援チームとの連携も重視することとする。



8-2 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

地区名	指定避難所				指定緊急避難場所					
	名称	地震	津波	洪水	土砂	名称	地震	津波	洪水	土砂
池新田	池新田地区センター	○	○	○	○					
	御前崎第一小学校体育館	○	○	○	○	御前崎第一小学校運動場	○	○		
	浜岡中学校体育館	○	○	○	○	浜岡中学校運動場	○	○		
	池新田高等学校第一体育館	○	○	○	○	池新田高校運動場	○	○		
	池新田高等学校第二体育館	○	○	○	○					
	池新田高等学校武道館	○	○	○	○					
	池新田幼稚園	○	○	○	○	八千代公園 浜岡福祉会館駐中場	○ ○	○ ○		
高松	高松地区センター体育館	○	○	○	○	高松グラウンド	○	○		
	高松幼稚園	○	○	○	○					
佐倉	佐倉地区センター	○	○	○	○	佐倉地区センター駐中場	○	○		
	浜岡東小学校体育館	○	○	○	○	浜岡東小学校運動場	○	○		
	さくらこども園	○	○	○	○					
比木	比木地区センター体育館	○		○	○	比木グラウンド	○			
朝比奈	朝比奈地区センター体育館	○			○	朝比奈中央広場	○			
	浜岡北小学校体育館	○		○	○	浜岡北小学校運動場	○			
	北こども園	○			○					
新野	新野地区センター体育館	○			○	新野柏木広場	○			
御前崎	御前崎小学校体育館	○	○	○	○	御前崎小学校運動場	○	○		
	御前崎こども園幼児棟	○	○	○	○	御前崎公園広場	○	○		
白羽	白羽小学校体育館	○	○	○	○	白羽小学校運動場	○	○		
	白羽幼稚園	○	○	○	○					